

# 生活支援体制整備事業について

平成27年度第1回佐倉市高齢者福祉・  
介護計画推進懇話会（介護保険検討会）

平成27年10月2日 開催

# 介護予防・日常生活支援総合事業の構成

<現行>

介護保険制度

<見直し後>

【財源構成】

- 国 25%
- 都道府県 12.5%
- 市町村 12.5%
- 1号保険料 22%
- 2号保険料 28%

【財源構成】

- 国 39%
- 都道府県 19.5%
- 市町村 19.5%
- 1号保険料 22%

介護給付 (要介護1~5)

介護予防給付 (要支援1~2)  
 訪問看護、福祉用具等  
 訪問介護、通所介護

**介護予防事業**  
 又は**介護予防・日常生活支援総合事業**  
 ○二次予防事業  
 ○一次予防事業  
 (介護予防・日常生活支援総合事業の場合は、上記の他、生活支援サービスを含む要支援者向け事業、介護予防支援事業。)

**包括的支援事業**  
 ○地域包括支援センターの運営  
 ・介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

厚生労働省総合事業ガイドラインから  
**任意事業**  
 ○介護給付費適正化事業  
 ○家族介護支援事業  
 ○その他の事業

現行と同様

事業に移行

全市町村で実施

多様化

充実

介護給付 (要介護1~5)

介護予防給付 (要支援1~2)

**新しい介護予防・日常生活支援総合事業**  
 (要支援1~2、それ以外の者)  
 ○介護予防・生活支援サービス事業  
 ・訪問型サービス  
 ・通所型サービス  
 ・生活支援サービス(配食等)  
 ・介護予防支援事業(ケアマネジメント)  
 ○一般介護予防事業

**包括的支援事業**  
 ○地域包括支援センターの運営  
 (左記に加え、**地域ケア会議の充実**)  
 ○**在宅医療・介護連携の推進**  
 ○**認知症施策の推進**  
 (認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等)  
 ○**生活支援サービスの体制整備**  
 (コーディネーターの配置、協議体の設置等)

**任意事業**  
 ○介護給付費適正化事業  
 ○家族介護支援事業  
 ○その他の事業

地域支援事業

## (地域支援事業)

### 第百十五条の四十五

※ 第1項 省略

2 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業のほか、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

※ 第1号～第4号省略

五 被保険者の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に係る体制の整備その他のこれらを促進する事業

## 1 目的

単身や夫婦のみの高齢者世帯等が増加する中、医療、介護のサービスのみならず、地域住民に身近な存在である市町村が中心となって、生活支援サービスを担う多様な事業主体と連携しながら、日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的とする。

## 2 実施主体

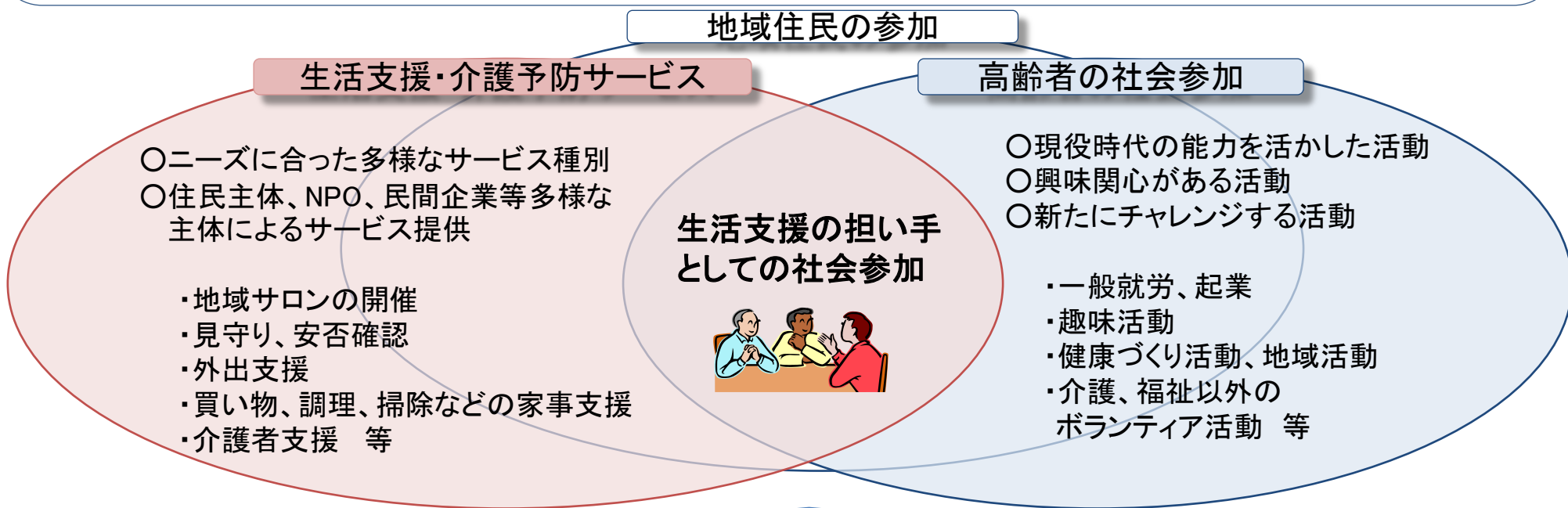
市町村 ただし、事業の全部または一部について市町村が適当と認める者に委託することができる。

## 3 実施内容

- (1)生活支援コーディネーターの配置
- (2)協議体の設置

# 生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加

- 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加。ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供することが必要。
- 高齢者の介護予防が求められているが、社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながる。
- 多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような地域づくりを市町村が支援することについて、制度的な位置づけの強化を図る。具体的には、生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」の配置などについて、介護保険法の地域支援事業に位置づける。



## 地域住民の参加

### 生活支援・介護予防サービス

- ニーズに合った多様なサービス種別
- 住民主体、NPO、民間企業等多様な主体によるサービス提供

- ・地域サロンの開催
- ・見守り、安否確認
- ・外出支援
- ・買い物、調理、掃除などの家事支援
- ・介護者支援 等

### 高齢者の社会参加

- 現役時代の能力を活かした活動
- 興味関心がある活動
- 新たにチャレンジする活動

- ・一般就労、起業
- ・趣味活動
- ・健康づくり活動、地域活動
- ・介護、福祉以外のボランティア活動 等

### 生活支援の担い手としての社会参加



## バックアップ

市町村を核とした支援体制の充実・強化

## バックアップ

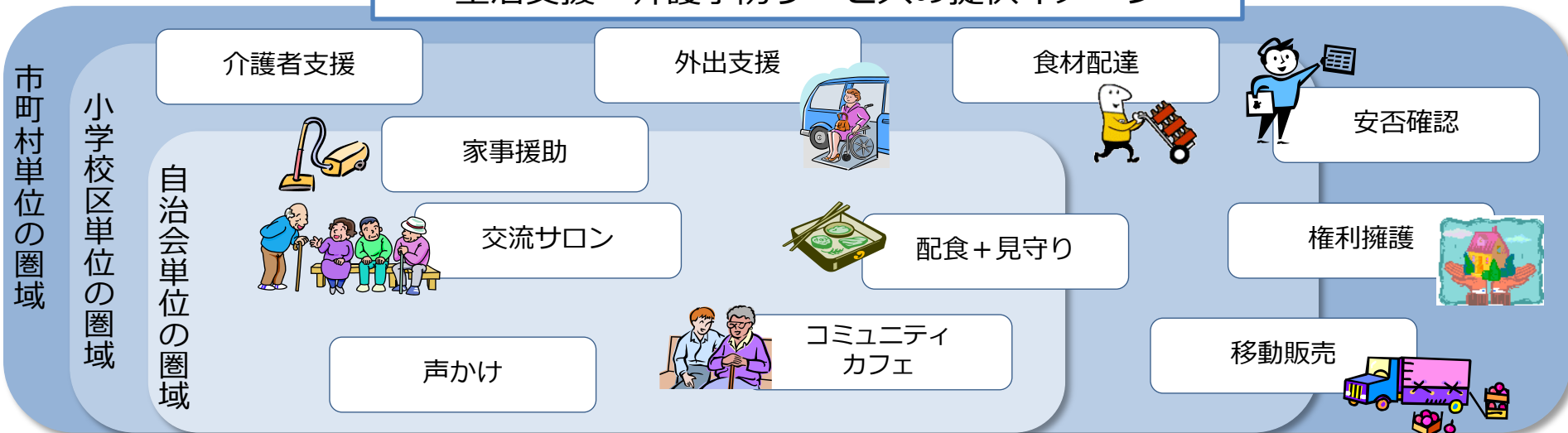
都道府県等による後方支援体制の充実

# 多様な主体による生活支援・介護予防サービスの重層的な提供

○高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を支援

- ・介護支援ボランティアポイント等を組み込んだ地域の自助・互助の好取組を全国展開
- ・「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置や協議体の設置などに対する支援

## 生活支援・介護予防サービスの提供イメージ



## 事業主体

民間企業

NPO

協同組合

社会福祉法人

ボランティア

等

## バックアップ

市町村を核とした支援体制の充実・強化（コーディネーターの配置、協議体の設置等を通じた住民ニーズとサービス資源のマッチング、情報集約等）

➡ 民間とも協働して支援体制を構築

# 生活支援・介護予防の体制整備におけるコーディネーター・協議体の役割

生活支援・介護予防の基盤整備に向けた取組

**(1) 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置** ⇒多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進。コーディネート機能は、以下のA～Cの機能があるが、当面AとBの機能を中心に充実。

(A) 資源開発	(B) ネットワーク構築	(C) ニーズと取組のマッチング
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 地域に不足するサービスの創出</li><li>○ サービスの担い手の養成</li><li>○ 元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保 など</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 関係者間の情報共有</li><li>○ サービス提供主体間の連携の体制づくりなど</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチングなど</li></ul>

エリアとしては、第1層の市町村区域、第2層の中学校区域があり、平成26年度は第1層、平成29年度までの間に第2層の充実を目指す。

- ① 第1層 市町村区域で、主に資源開発（不足するサービスや担い手の創出・養成、活動する場の確保）中心
  - ② 第2層 中学校区域で、第1層の機能の下で具体的な活動を展開
- ※ コーディネート機能には、第3層として、個々の生活支援・介護予防サービスの事業主体で、利用者と提供者をマッチングする機能があるが、これは本事業の対象外



**(2) 協議体の設置** ⇒多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進

## 生活支援・介護予防サービスの多様な関係主体の参画例

NPO

民間企業

協同組合

ボランティア

社会福祉法人

等

※1 これらの取組については、平成26年度予算においても先行的に取り組めるよう5億円を計上。

※2 コーディネーターの職種や配置場所については、一律には限定せず、地域の実情に応じて多様な主体が活用できる仕組みとする予定であるが、市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要

# コーディネーターの目的・役割等について

## 設置目的

市町村が定める活動区域ごとに、**関係者のネットワークや既存の取組・組織等も活用しながら**、資源開発、関係者のネットワーク化、地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチング等のコーディネート業務を実施することにより、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進する。

## 役割

- 生活支援の担い手の養成、サービスの開発等の**資源開発**……第1層、第2層
- サービス提供主体等の関係者の**ネットワーク構築**……第1層、第2層
- 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動の**マッチング** ……第2層

## 配置

常勤・非常勤やボランティアなどの雇用形態については問わず、また、職種、人数、配置場所、勤務形態等は一律には限定せず、**地域の実情に応じた多様な配置が可能**であるが、**市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動**することが重要。

## 資格・要件

- 地域における助け合いや生活支援・介護予防サービスの提供実績がある者、または中間支援を行う団体等であって、地域でコーディネート機能を適切に担うことができる者。
- 特定の資格要件は定めず、市民活動への理解があり、多様な理念をもつ地域のサービス提供主体と連絡調整できる立場の者であって、国や都道府県が実施する研修を修了した者が望ましい。
- コーディネーターが属する組織の活動の枠組みを超えた視点、地域の公益的活動の視点、公平中立な視点を有することが適当。



# 協議体の目的・役割等について

## 設置目的

生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、多様なサービス提供主体の参画が求められることから、**市町村が主体**となって、「**定期的な情報の共有・連携強化の場**」として**設置する**ことにより、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進する。

## 役割

- コーディネーターの組織的な補完
- 地域ニーズの把握、情報の見える化の推進(アンケート調査やマッピング等の実施)
- 企画、立案、方針策定を行う場
- 地域づくりにおける意識の統一を図る場
- 情報交換の場、働きかけの場

## 設置主体

**設置主体は市町村**であり、第1層のコーディネーターが協力して地域の関係者のネットワーク化を図り、設置する。

※地域の実情に応じた様々なネットワーク化の手法が考えられるため、既に類似の目的を持ったネットワーク会議等が開催されている場合は、その枠組みを活用することも可能。

※特定の事業者の活動の枠組みを超えた協議が行われることが重要。

## 構成団体等

- 行政機関(市町村、地域包括支援センター等)
- コーディネーター
- 地域の関係者(NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、ボランティア団体、介護サービス事業者、シルバー人材センター等)

※この他にも地域の実情に応じて適宜参画者を募ることが望ましい。

# 地域ケア会議と協議体の違い

会議の種類	内容
<p><b>地域ケア会議</b> 【多職種による個別事例の検討を通じ、高齢者の自立支援に資するケアプランにつなげるケアマネジメント支援】</p>	<p>医療関係職種などを含めた多職種による個別事例の検討を通じ、高齢者の自立に資するケアプランにつなげていくとともに、<u>個別事例の検討を積み重ねることで、地域資源課題を発見し、新たな資源開発などにつなげていくもの</u></p>
<p><b>協議体</b> 【自立支援に資する住民の支え合いの仕組みづくり】</p>	<p><u>多様なサービス提供主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進するもの</u></p>

※地域ケア会議は、地域資源の把握・開発という側面で協議体の取組をサポートするものであり、生活支援・介護予防サービスの充実を図っていく上で、コーディネーターや協議体の仕組みと連携しながら、積極的に活用を図っていくことが望ましい。

# 各層と協議体・コーディネーター、地域ケア会議について

	対象	協議体	生活支援コーディネーター	地域ケア会議
根拠法令		介護保険法第115条の45第2項第5号	同左	介護保険法第115条の48
目的等		多様なサービス提供主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進	地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組の推進	多職種による個別事例の検討を通じ、地域の共通課題を関係者で共有し、課題解決に向け、関係者間の調整や施策化等をボトムアップで図っていく仕組み
第1層(市域)	市全域	市域における定期的な情報の共有・連携強化の場 ・第1層コーディネーターの組織的な補完 ・地域ニーズの把握、情報の見える化の推進 等	(A)資源開発 (B)ネットワーク機能 ※主に資源開発(不足するサービスや担い手の創出・養成、活動する場の確保)中心	佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会 (行政(市)主催)
第2層(日常生活圏域)	日常生活圏域全体	各圏域における定期的な情報の共有・連携強化の場 ・第2層コーディネーターの組織的な補完 ・地域ニーズの把握、情報の見える化の推進 等	(A)資源開発 (B)ネットワーク機能 ※第1層の機能の下で具体的な活動を展開	地域ケア会議 (地域包括支援センター主催)
第3層(サービス提供主体の活動圏域)	個人	—	(C)ニーズと取組のマッチング 個々の生活支援等サービスの事業主体において、利用者と提供者をマッチングする機能	個別ケア会議 (地域包括支援センター主催) ※対象は個人

## 地域ケア会議と協議体の関係

### 第3 生活支援・介護予防サービスの充実

問 地域ケア会議と協議体との連携についての記載があるが、どのような関係なのか。構成メンバーは共通するものではないか。

1 地域ケア会議については、多職種による個別事例の検討を通じ、高齢者の自立に資するケアプランにつなげていくとともに、個別事例の検討を積み重ねることで、地域課題を発見し、新たな資源開発などにつなげていくもの。

このように地域ケア会議については、地域資源の把握・開発という側面で協議体の取組をサポートするものであることから、ガイドライン案でお示しているとおり、「生活支援・介護予防サービスの充実を図っていく上で、コーディネーターや協議体の仕組みと連携しながら、積極的に活用を図っていくことが望ましい」と考えており、例えば、**地域ケア会議にコーディネーターが参加するなど地域の実情に応じた連携した取組を進めていただきたい**と考えている。(なお、ガイドライン案において地域ケア会議によるサービス開発の事例も紹介している。)

2 **地域ケア会議は、個別事例の検討を通じて医療関係職種などを含めた多職種協働によるケアマネジメント支援を行うことが基本である一方、協議体は、多様なサービス提供主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進することとしている。**このように**性格等は異なる**が、協議体の構成メンバーは、地域ケア会議のうち、地域包括支援ネットワークを支える職種・機関の代表者レベルが集まり、地域づくり・資源開発、政策の形成の観点から議論する市町村レベルの会議と一般的には一部重複することも想定されるので、例えば、小規模な自治体では両者を連続した時間で開催する等効率的な運営を図っていただきたい。この場合も、コーディネーターの補完や地域ニーズの把握等の協議体に期待される役割を全うできるメンバーを選定いただきたい。

# 新しい包括的支援事業(新規4事業)の「標準額」について

以下の①～④の算定式の合計額を「標準額」とし、これを基本として、各市町村の実情に応じて算定した額とする。

※平成29年度まで(実施の猶予期間)においては、①から④の実施する事業に係る算定式の合計額とする。

※4事業の合計額(「標準額」)の範囲内で柔軟に実施ができる

※市町村の日常生活圏域の設定状況、地域包括支援センターの整備状況及び事業の進捗等を踏まえて、必要に応じて「標準額」を超えることも可能であり、その場合は厚生労働省に追加額を協議して定めた額まで事業を実施することを可能とする。(次項に追加協議の参考例)

## ①生活支援体制整備事業

■第1層 8,000千円

※指定都市の場合は、行政区の数に乗じる

■第2層 4,000千円 × 日常生活圏域の数

※日常生活圏域が一つの市町村は、第1層分のみを算定。

## ③在宅医療・介護連携推進事業

■基礎事業分 1,058千円

■規模連動分 3,761千円 × 地域包括支援センター数

## ②認知症施策推進事業

■認知症初期集中支援事業 10,266千円

※指定都市の場合は、行政区の数に乗じる

■認知症地域支援・ケア向上推進事業 6,802千円

## ④地域ケア会議推進事業

■1,272千円 × 地域包括支援センター数

# 協議体・コーディネーター設置の類型例

## ①地域包括支援センター型

地域包括支援センターの3職種が中核となって設置

## ②住民・行政等協働型

行政が仕組みづくりを実施し、住民と協働して設置

## ③社会福祉協議会型

社会福祉協議会が中核となり、市町村と協働して設置

## ④NPO型

テーマ型の活動を行うNPOが中核となり、市町村と協働して設置

## ⑤中間支援組織型

自らが事業を実施せず、事業を行うNPOを側面から支援するNPOのような組織のはたらきかけ等により設置

# 協議体・コーディネーター設置の類型例 ①

## ①地域包括支援センター型 【長崎県佐々町の取組事例】

地域包括支援センターの3職種が中核となって設置

項目	内容
コーディネーター	地域包括支援センター(保健師)
協議体の構成団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センター</li> <li>・介護予防ボランティア講座で養成した新たな担い手</li> <li>・有償ボランティアの会</li> <li>・シルバー人材センター</li> <li>・社会福祉協議会</li> <li>・診療所</li> <li>・総合福祉センター</li> <li>・民生委員</li> </ul>
取組の経緯	<p>住民の住宅生活に向けた活動意識が微弱</p> <p>↓</p> <p>地域包括支援センターが中心となり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険情勢の厳しさ</li> <li>・元気な高齢者にボランティア を呼び掛け</li> </ul> <p>↓</p> <p>まちづくりの中核となるのが地域包括支援センター、という認識が生まれた</p> <p>地域包括支援センターの保健師がコーディネーターとなった</p>
地域ニーズの把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防ボランティア養成講座の開催及び活動の場の整備</li> <li>・ボランティアとの連携、情報交換を通じニーズを把握</li> </ul>
地域資源の開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問型介護予防指導(理学療法士・作業療法士・管理栄養士による自宅訪問)</li> <li>・訪問が型介護予防指導、訪問型生活支援サービス等の支援メニューの充実</li> </ul>
取組の効果	<p>○H21年に20%を超えていた要介護・要支援認定率が、H26年2月には15.5%となった。</p> <p>○介護予防ボランティア養成講座には約6年間で260人の受講者がおり、そのうち50人が介護予防ボランティアとして活動している。</p>

## 協議体・コーディネーター設置の類型例 ②

### ②住民・行政等協働型 【神奈川県平塚市の取組事例】

行政が仕組みづくりを実施し、住民と協働して設置

項目	内容
コーディネーター	第1層:平塚市職員(2名) 第2層:各町内福祉村の専任コーディネーター
協議体の構成団体	・自治会連合会 ・地区社協 ・民生委員、児童委員
取組の経緯	<p>家庭や地域が持つ福祉力の弱まり            公的福祉サービスだけでは対応できない身近な生活支援やふれあい交流が必要</p> <p>↓</p> <p>市長が「町内福祉村構想」を考案、庁内に検討委員会(部会)を設置</p> <p>↓</p> <p>第1号となる町内福祉村が設立</p> <p>↓</p> <p>多様な主体と連携し、福祉活動を主体とした安心して心豊かに生活できる環境づくりを目指す</p>
地域ニーズの把握	各町内福祉村の専門コーディネーターによる、住民からの相談受付
地域資源の開発	各町内福祉村の専任コーディネーターによる、ボランティアへの支援活動に係るコーディネート
取組の効果	○身近な生活支援活動(外出付き添い、話し相手等)、ふれあい交流活動(地域の人が立ち寄れる居場所)により住民同士のつながりが醸成



# 協議体・コーディネーター設置の類型例 ③

## ③社会福祉協議会型 【三重県伊賀市(社会福祉協議会)の取組事例】

社会福祉協議会が中核となり、市町村と協働して設置

項目	内容
コーディネーター	市社会福祉協議会エリア担当者
協議体の構成団体	・住民自治協議会 ・自治会 ・地元企業 ・民生委員、児童委員 ・福祉サービス事業所 ・地区市民センター ・ボランティア ・市社会福祉協議会 など
取組の経緯	H16の合併時に制定された自治基本条例において、住民自治が位置付けられた 「住民自治協議会」設置(自発的)及び「地域まちづくり計画」策定 ↓ すべての住民自治協議会単位に地域ケアネットワーク会議(地域課題解決の検討の場)設置を目標 ↓ H25年度～行政が市社会福祉協議会に地域福祉体制づくり事業を委託 行政と社会福祉協議会の連携による、地域ケアネットワーク会議の設置支援
地域ニーズの把握	・自治会単位の会議で地域ニーズ把握し、解決策を検討するため地域ネットワーク会議を開催 ・行政が行う個人支援と社会福祉協議会が行う地域支援の両面からニーズを把握
地域資源の開発	・各住民自治協議会の連絡組織の設置を進め、情報交換を行う場所づくりを行う ・地域ケアネットワーク会議で生活課題を検討し、住民主体による地域福祉活動の支援
取組の効果	○社会福祉協議会のきめ細かい地域支援により、協議体の認識度が高まってきている ○地域ケアネットワーク会議が立ち上がることにより、地域福祉活動が活性化され、「自助・互助・共助のしくみづくり」が高まっている

# 協議体・コーディネーター設置の類型例 ④

## ④NPO型 【神奈川県横浜市(NPO法人ふらっとステーション・ドリーム)の取組事例】

テーマ型の活動を行うNPOが中核となり、市町村と協働して設置

項目	内容
コーディネーター	NPO法人ふらっとステーション・ドリーム
協議体の構成団体	・高齢者関係団体 ・子育て関係団体 ・まちづくり関係団体 ・自治会関係 ・学校関係 ・行政
取組の経緯	交通の便が悪く、敷地内に店舗や医療・福祉施設がない大規模中高層団地では、地域住民が自発的に必要なサービスを共助の精神で築き上げてきたが、高齢化が進む。 ↓ 高齢者を支援する3つの団体が中心となり、コミュニティカフェを開設 ↓ 気軽に地域で集うことができる場所を要望する住民の声が見えてくる ↓ 空き店舗を改装して、住民同士が交流し支え合う憩いの場が創設
地域ニーズの把握	・年齢等を問わず、皆が飲食を共にし、交流できるサロン事業の運営 ・高齢者への情報提供や健康相談を実施する相談所の運営 ・地域住民ニーズに合わせた講座を定期的の開講する文化交流事業の実施
地域資源の開発	・「安心カード」の全住民への配布や、高齢者に係る見守りシステムの実施に向けた検証
取組の効果	○18の組織が互いにネットワークを結んで、利用者の利便性を図っている ○仲間づくりや新たな自己発見を通じた利用者の生活の質の向上や、栄養バランスの良い食事の提供を通じた健康維持・管理等に寄与

# 協議体・コーディネーター設置の類型例 ⑤

## ⑤中間支援組織型 【兵庫県神戸市(NPO法人コミュニティ・サポートセンター神戸)の取組事例】

自らが事業を実施せず、事業を行うNPOを側面から支援するような組織のはたらきかけ等により設置

項目	内容
コーディネーター	NPO法人コミュニティ・サポートセンター神戸
協議体の構成団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO法人コミュニティ・サポートセンター神戸</li> <li>・(公財)神戸いきいき勤労財団</li> <li>・大学</li> <li>・社会福祉協議会</li> <li>・生活協同組合</li> <li>・行政(兵庫県・神戸市等)</li> <li>・起業</li> </ul>
取組の経緯	<p>「自立と共生」に基づくコミュニティづくりを支援する地域密着型サポートセンターとして発足 (前身は阪神・淡路大震災を契機に生まれたボランティアグループ)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>NPO活動開始等に関する情報提供、相談、仲間づくり等、寄り添い型で支援している</p>
地域ニーズの把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神戸市の「NPO法人認証相談窓口」事業を受託し、NPOに関する相談の受付</li> <li>・NPOに関する情報提供にとどまらず、ネットワークを活用しながらのサポートを実施</li> </ul>
地域資源の開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティビジネス実践講座</li> <li>・社会貢献塾</li> </ul>
取組の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人づくり(地域活動の担い手養成、組織運営支援を行い、系統的にフォローできる体制)</li> <li>○組織づくり(相談・講座から生まれた地域活動団体は350団体を超えた)</li> <li>○ネットワークづくり(個人・団体の支援からさまざまなネットワークを生み、さらに協働事業を行うよう進化してきている。)</li> </ul>

# コーディネーターの活動と既存の取り組み

	主	具体的な活動	既存の取り組み
第1層 (広域開発型)	市域で生活支援サービスが行われるように、 <b>サービスや資源の開発や基盤整備を進めること</b>	<b>1.市町村全域でのサービスの開発</b> ① 既存の組織へのサービス開始・改善の働きかけ ② サービス実施主体の立ち上げ支援 ※ 第2・3層との情報意見交換を通じニーズを把握し、協働してサービスを開発する。 <b>2.住民による組織への活動支援</b> ① ボランティアの呼びかけ ② サービス案内等広報支援 ③ 養成・スキルアップ研修 ④ 団体の情報交換や連絡の場の設定 <b>3.行政との連携促進</b>	—
第2層 (圏域調整型)	<b>利用者に確実に生活支援サービスが提供されるよう</b> 日常生活圏域を活動範囲として日常的に具体的な調整を行うこと。	<b>1.生活支援サービスについてのニーズ把握</b> <b>2.圏域の活動団体・社会資源の把握</b> <b>3.圏域に必要なサービスや活動の開発</b> <b>4.地域への情報提供と利用者のサービスへの結び付け</b> <b>5.サービス提供団体、地域諸団体、居宅、介護サービス事業所間の日常的な連携・協働の促進</b>	<b>【地域包括支援センター】</b> 1.2.個別支援、地域ケア会議(関係者を集めて地域の課題を検討する会議)、地域関係者からの相談を通じ把握している。 3.× 4.地域資源のまとめ 及び サービスを必要とする方への情報提供と結びつけ 5.個別支援を通じた連携、地域ケア会議等の会議を通じた連携

# 協議体の活動と既存の取り組み

	期待される機能/参画団体	具体的な活動	既存の取り組み
第1層	<p><b>サービス・資源の開発 や基盤整備</b></p> <p>【参画を得る団体】 サービス提供組織のネットワーク / 地域包括支援センターの連絡組織 / 中間支援組織 / 自治会連合会 / 民生委員・児童委員協議会 / 介護サービス事業所の協議会 / 経済・商工団体 / 行政関係部局等</p>	<p>①サービスや資源開発の具体的な取り組みを、企画・立案し、市町村全域でのサービスの開発</p> <p>②サービス提供組織の活動が維持・発展できるよう、活動基盤の支援策等を協議する必要もある。</p>	-
第2層	<p><b>サービスを提供するための日常的な連携 や調整</b></p> <p>【参画を得る団体】 圏域内のサービス提供組織 / 町内会・自治会の連合会 / 民生委員・児童委員協議会 / 地域包括支援センター / 居宅介護支援事業所等</p>	<p>①圏域内での生活支援ニーズを関係者で共有し、必要な活動を協働して作り出す。</p> <p>②日頃から、顔の見える関係を形成して、サービス提供時に連携して行く際のルールを協議する。</p>	<p>【地域包括支援センター】</p> <p>①、②現在、実施している『地域ケア会議』の進行形</p>

## 1 研修の目的

市町村が地域支援事業の中で取り組む生活支援体制整備において、生活支援サービスの充実・強化や担い手養成を行う生活支援コーディネーターを養成するために研修を行う。

## 2 実施時期

平成27年10月～(予定)

## 3 受講人数

200人

## 4 その他

1回の研修は2日間とし、県内5ヵ所程度で実施する。